

INFORMATION

情報ファイル

税・国保

事業を営む皆さんへ

償却資産申告書を提出してください

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものをいいます。

- ① 構築物(建物附属設備を含む) 門、塀、上屋、構内舗装、広告施設など
- ② 機械および装置 旋盤、ボール盤、フライス盤など
- ③ 船舶 ボート、漁船など
- ④ 航空機 セスナ、ヘリコプターなど
- ⑤ 車両および運搬具 手押し車、動力運搬車など(自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除きます)
- ⑥ 工具・器具および備品 工具類、計算機、レジスター、机いす、など

これらの資産をお持ちの方は、平成20年1月1日現在の資産所

有状況を1月31日(木)までに申告してください。

なお、平成20年度償却資産申告書を、以前から事業を営んでいる方には送付しますが、平成19年中に新しく事業をはじめた方や申告書が届かなかった方は、税務グループへ連絡してください。

提出・問合せ先

国税務グループ

☎52-11111(内線258・244)

国民健康保険税

第6期の納期限は12月25日(火)です

国民健康保険税(国保税)は、皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。必ず納期限内に納めましょう。

国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関に向いて国保税を納める必要がなく、預貯金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

口座振替の申込用紙は、市内金融機関または市民窓口グループにあります。

また、第3期の納税通知書に

申込用紙を同封しましたので、ご利用ください。

なお、口座振替をご利用の方は、残高を確認してください。

問合せ先

市民窓口グループ

☎52-11111(内線216・261)



児童センター

1月の紙芝居の日

とき 平成20年1月21日(月)、28

日(月) 午前10時～11時30分

ところ 東海児童センター、中央児童センター、吉浜児童センター、翼児童センター

対象 乳幼児と保護者

内容 紙芝居、体操、集団遊び、工作など

※随時参加できます。



- 問合せ先
- ・東海児童センター ☎52-5126
 - ・中央児童センター ☎52-3014
 - ・吉浜児童センター ☎52-1019
 - ・翼児童センター ☎54-28833

中部国際空港・三河安城駅へは便利な路線バスをご利用下さい

※平成19年12月20日(木)一部改正

*三河高浜駅前(西口)発時刻

中部国際空港行き	6:11	6:56	9:11	10:41	12:11
				13:41	15:21
				16:41	18:46
=中部国際空港までの所用時間(最速)39分=					
三河安城駅前行き	9:21	11:03	12:26	14:11	15:26
(△は南安城駅行き)	17:11	19:31	△21:11	△22:21	

*高浜神明前 発時刻

中部国際空港行きは、三河高浜駅前発の5分前
三河安城駅前行きは、三河高浜駅前発の5分後

知多乗合(株) ☎0569-21-5234

広告